

## 流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務に係る 受託事業者の決定について（報告）

- 1 国庫補助金の交付決定について
- 2 事業者プロポーザルについて
- 3 受託事業者の紹介





## 1 国庫補助金の交付決定について

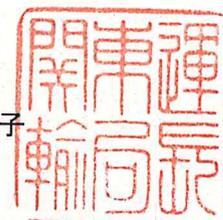
別添のとおり



関交企第15号  
令和2年6月8日

流山市地域公共交通活性化協議会  
会長 加藤 博和 殿

関東運輸局長  
吉田 晶子



令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
(地域公共交通調査事業(計画策定事業)) 交付決定通知書

令和2年5月8日付けで申請のあった「令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業(計画策定事業))」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、令和2年6月5日付け国総地第19号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業 地域公共交通調査事業(計画策定事業)

2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費 金	10,424,260 円	} (内訳別紙)
補助金の額 金	5,000,000 円	

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業(計画策定事業)の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
 (地域公共交通調査事業(計画策定事業)) 交付決定事業

補助対象事業者名 流山市地域公共交通活性化協議会 (単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
<p><b>【名称】</b> 流山市地域公共交通網形成計画策 定調査業務</p> <p><b>【内容】</b> ・市内の公共交通に関する実態調査 ・地域の公共交通計画(案)のとりま とめ ・協議会の開催</p>	<p>着手予定日: 交付決定日以降</p> <p>完了予定日: 令和3年3月31日</p>	10,424,260	5,000,000



## 2 事業者プロポーザルについて

日時	内容
令和2年4月28日	選定委員会設置要綱制定（別添1）  委員長：流山市地域公共交通活性化協議会会長  委員：まちづくり推進部長、土木部長 計2名
令和2年6月1日  ～  令和2年6月30日	募集要項 HP 公開（別添2）  質問の受付：6月1日～6月10日 回答：6月15日  企画提案書受付：6月24日～6月30日 9社応募
令和2年7月1日	第1回定委員会開催（Zoomによるテレビ会議）  書類審査及びヒアリング事業者の決定：ヒアリング5社
令和2年7月27日  ～  令和2年8月4日	第2回定委員会開催（Zoomによるヒアリング）  書類審査及びヒアリングを踏まえた各提案者の採点  選定基準（別添3）
令和2年8月6日	選定結果の確定  結果 HP 公表（別添4）
令和2年8月12日	業務委託契約の締結（別添契約書のとおり）



## 流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託に係る選定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務に関する業者を選定するため、流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託に係る選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務に関する業者の選定に関すること。
- (2) その他選定に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 選定委員会は委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は、協議会の会長とする。
- 3 委員は、協議会の委員のうち、流山市まちづくり推進部長、流山市土木部長の2名とする。
- 4 委員の任期は、所掌事務が終了したときをもって終了する。

### (委員長及び職務代理)

第4条 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 前各項の規定にかかわらず、会議の開催が困難な場合には、書面による開催ができるものとする。
- 4 前項の規定による書面による開催にあたっては、議案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

### (事務局)

第6条 選定委員会の事務局をまちづくり推進課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

## 1. 募集の趣旨

流山市では、交通状況として、これまでJR常磐線、東武野田線（東武アーバンパークライン）、流鉄流山線及びJR武蔵野線の4路線の各駅が交通の要所となっていました。平成17年に、首都圏新都市鉄道つくばエクスプレスの開業により、当該鉄道駅を中心としたまちづくりが進行し、新たな市街地が形成されています。

バス交通については、京成バス株式会社、東武バスイースト株式会社、東武バスセントラル株式会社の3事業者により、主に駅と駅を結ぶ路線として27路線が運行しています。また、市では、民間バス路線を補完する形で、駅と住宅地とを結ぶ路線として、コミュニティバスである流山ぐりーんバスを6路線運行しています。

その後、つくばエクスプレスの開業による年少人口の増加や、超高齢化社会の到来により、近年急激に市内の公共交通、特にバスなどの地域内交通に関する需要が高まってきており、これらに対応する交通手段について検討する必要性が生じてきています。

こうした背景を踏まえ、流山市では、今年度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通網形成計画（以下、「本計画」という。）の策定を目指しています。

このことから、流山市地域公共交通活性化協議会（以下、「本協議会」という。）では、本計画の策定に向けた実態調査の実施及び地域に必要な公共交通案を検討し、協議を行うこととしました。

本業務は、本協議会において協議を行うために必要な実態調査の整理・分析や協議を行った公共交通施策案のとりまとめなどについて、専門的見地を備えたコンサルタントに業務支援を委託するものです。

## 2. 業務概要

### 2.1 業務の名称

流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託

### 2.2 事業期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日とします。

### 2.3 委託金額

本業務における業務委託費は税込10,000千円以内とします。

### 2.4 業務内容

#### (1) 業務内容

本業務は、以下の業務について実施及び支援するものです。

##### ① 交通に関わる実態の整理

- ・流山市全域及び公共交通として関連づける必要がある近隣市の一部について、実態調査を下記のとおり行うものです。

## ア. 現況調査

- ・エリア別人口のデータについて把握します。100mメッシュを単位として、総人口、高齢者人口、高齢者世帯の人口、単身高齢者人口、年少人口、生産年齢人口（通勤・通学人口）、従業人口、将来人口推計等を整理します。
- ・公共交通の目的地となる施設の立地状況について把握します。対象となる施設は公共交通の利用状況を踏まえ選定します。
- ・道路の整備状況について把握します。道路の幅員、交通規制や通学路の有無、渋滞状況などについて整理し、主にバスなどの公共交通機関が安全に通行できる道路について把握します。
- ・交通広場の利用状況について把握します。各駅の交通広場のバスバースやタクシープールの数や利用状況等を整理します。
- ・地形状況について把握します。高低差、トンネルや河川などの通行の支障となる地形物について整理を行い、次の公共交通の利用圏域に反映します。

## イ. 公共交通の利用状況

- ・公共交通の利用状況について把握します。
- ・バスについては、バス停別乗降者数、バス停圏域人口を整理し、人口とバス利用の関係性を解析します。また、収支率についても事業者から情報が得られる範囲で整理を行い、流山市内の利用者の需要特性を把握します。
- ・その他公共交通機関についても、事業者から情報が得られる範囲で、利用者数や利用圏域人口を整理します。

## ウ. 地区間の移動交通量

- ・地区間の移動交通量について把握します。携帯電話のビックデータを活用し、時間帯別（1時間単位）でメッシュ間（500m以下）の移動者数（OD交通量）を年齢別に整理します。

## エ. 需要予測

- ・交通空白地域に対して、地域の声を踏まえた交通手段や経路等の需要を把握します。必要に応じて実証実験の実施を検討します。

### ②市民アンケート調査

- ・流山市民を対象（3,000世帯／郵送配布・郵送回収）に、アンケート調査を実施し、移動の実態、公共交通の利用状況、これまでの公共交通施策への意向、公共交通に関する需要等を把握します。

### ③公共交通の実態・課題の整理

- ・①公共交通に関わる実態の整理、②市民アンケート調査の結果をもとに、これまでの公共交通施策の検討を行います。
- ・検討にあたっては、交通事業者へヒアリングを実施します。
- ・さらに、現状及び将来に向けて対応すべき課題を整理します。

### ④基本方針・目標の設定

- ・③の公共交通の実態・課題の整理を踏まえて、流山市における公共交通の基本方針と定量

的な目標・指標を設定します。

#### ⑤公共交通施策の検討

- ・本協議会が協力して進めていく公共交通施策について検討します。
- ・公共交通施策の検討にあたっては、流山ぐりーんバスを含む市内バス路線の再編、事業者間連携による公共交通サービスの向上、流山市が行っている高齢社会対応既存交通補完研究事業における勉強会等を考慮するものとします。

#### ⑥実施計画の作成

- ・公共交通施策の中から、優先的に実施する重点施策を抽出し、公共交通機関の運行に関わる内容、実施主体、実施スケジュールなどを具体化し、実施計画を策定します。
- ・また、実施にあたっては、関係機関との調整を行うものとします。

#### ⑦推進方策の検討

- ・本計画の推進体制や進行管理の内容など、推進方策を検討します。

#### ⑧計画のとりまとめ

- ・上記の検討を踏まえ、流山市地域公共交通網形成計画（案）をとりまとめます。

#### ⑨協議会の運営支援

- ・本協議会の運営を支援します。会議の資料作成、議事録の作成等、事務局の運営を支援します。協議会は3回を予定し、その他、分科会の開催や委員の派遣が行われた際にも支援することとします。

### (2)業務において留意する事項

#### ①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われる予定であることから、国の動向を確認し、本業務の遂行にあたっては、改正後の法律にも対応することとさせていただきます。

#### ②関連する法令・計画等

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律・施行令・施行規則
- ・地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針
- ・道路運送法・施行令・施行規則
- ・交通政策基本法
- ・流山市総合計画、流山市都市計画マスタープラン、流山市立地適正化計画
- ・流山市公共交通体系策定調査
- ・この他、関係する法令等を参照してください。

#### ③新技術について

- ・MaaS、自動運転等の新技術の活用可能性についても整理を行うこととします。

#### ④超高齢化社会への対応

- ・超高齢化社会へ対応する公共交通策についても検討してください。運転免許証返納者や地域の公共交通利用者と福祉的移動サービス利用者との中間に位置づけられる利用者への対応について、将来的なことも踏まえ、整理を行うこととします。

### (3)成果品

- ・本業務における成果品は、次のとおりとします。
  - ア 報告書一式（A4版、縦型、横書き、左とじ。）1部
  - イ 報告書の電子データ（CD-ROM）1枚
  - ウ 流山市地域公共交通網形成計画印刷版 100部

### (4)業務スケジュール

・本業務のスケジュールは、次のとおりとします。なお、具体的なスケジュールについては、契約締結後、本協議会と協議の上、決定するものとします。

項目	R2			R3
	6月	9月	12月	3月
①交通に関わる実態の整理		→		
②市民アンケート調査		→		
③公共交通の実態・課題の整理		→		
④基本方針・目標の設定		→	→	
⑤公共交通施策の検討		→	→	
⑥実施計画の作成		→	→	
⑦推進方策の検討		→	→	
⑧計画のとりまとめ			→	→
⑨協議会の運営支援		↔	↔	↔

※本スケジュールは現時点での想定です。今後、変更となる場合があります。

## 3.応募条件

### 3.1 応募者

- (1)応募者は、本業務を実行する能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。
- (2)グループで応募する場合は、主たる役割を担う代表者を1者選定してください。
- (3)応募者は、応募を含むそれ以降の本業務に係る協議、契約等にかかる諸手続を行います。

### 3.2 応募者の役割

応募者は、最優秀提案に選定され、本協議会と契約して受託者となった場合には、受託者として本業務を確実に履行します。

### 3.3 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

- (1)応募者は、「7.提案時提出書類」に示す提出書類により、本募集要項内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2)応募者は、本協議会や必要に応じて行う関係者との協議・調整に必要な能力を有し、本業務に関連する諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。
- (3)主たる役割を担う応募者は、5年以内に類似業務の実績があり、経営等の状況が良好である

こと。また、技術士法第2条に定める技術士（都市及び地方計画）又は一般社団法人都市計画コンサルタント協会の定める認定都市プランナー（交通計画）の資格を有していること。

### 3.4 応募者の制限

本募集要項公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができません。

- (1) 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、又は流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、または本業務の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
- (5) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- (9) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
- (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

### 3.5 応募に関する留意事項

#### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

#### (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが提出書類は返却しません。本協議会は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。協議の過程において、本事業の関係者等が、守秘義務を遵守したうえで受託者の応募書類を、本業務の実施または質の向上のために閲覧する可能性があります。

#### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、アイデアなどを使用した結果生じる責任は、受託者が負うものとします。

#### (4) 本協議会からの提示資料の取り扱い

本協議会が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

#### **(5)1 応募者の複数提案の禁止**

1 応募者は、1つの提案しか行うことができません。

#### **(6)複数の応募者の構成員となることの禁止**

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

#### **(7)本業務の趣旨の理解**

応募にあたっては、本業務の趣旨をどのように理解し、解決するのかを明確にした提案としてください。

#### **(8)法令等の遵守**

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認してください。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受託者に属することとします。

#### **(9)構成員の変更の禁止**

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本協議会と協議を行い、本協議会がこれを認めたときはこの限りではありません。

#### **(10)提出書類の変更禁止**

いったん提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではありません。

#### **(11)虚偽の記載の禁止**

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とします。

### **4.事業者選定の流れ**

#### **4.1 応募者**

応募者は、「3.応募条件」で定める資格要件を満たす者としてします。

#### **4.2 応募資格要件の確認**

応募者の資格要件を確認し、条件を満たす応募者の提案を有効提案として、4.3 最優秀提案の選定を行います。

#### **4.3 最優秀提案の選定**

流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案の中から1件の最優秀提案及び順位をつけて数件の優秀提案を選定します。

#### **4.4 詳細協議**

最優秀提案をした者は本協議会と契約を締結するために、本協議会と本業務について詳細協議を進めるものとします。なお、この際の協議は、受託者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は受託者の負担とします。

#### **4.5 優秀提案の応募者の扱い**

本市は、最優秀提案の応募者との契約協議が整わない場合は、優秀提案をした者のうち上位の者から順に同様の詳細協議を行う可能性があります。

#### **4.6 事務局**

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

窓口：流山市地域公共交通活性化協議会事務局  
流山市まちづくり推進部まちづくり推進課  
住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1  
電話：04-7150-6090  
電子メール：koutsu@city.nagareyama.chiba.jp

## 5.提案募集スケジュール

### 5.1 日程

提案の募集及び選定は、次の日程（予定）で行います。

募集要項の公表（流山市ホームページに掲載）	令和2年6月1日
募集要項に関する質問の受付	令和2年6月1日～6月10日
質疑回答（流山市ホームページに掲載）	令和2年6月15日
企画提案書の受付	令和2年6月24日～6月30日
結果通知	令和2年7月中旬
契約の締結	令和2年7月中旬 ※国の補助金の交付決定後となります。交付決定の時期については遅れる可能性もあります。

### 5.2 提案募集の手続き

#### (1)募集要項の公表等

募集要項は、令和2年6月1日から、流山市のホームページにて公表します。

##### ①募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行ってください。なお、質問は5.1日程に定める期間中に行ってください。各社の質問回数は1回限りとします。

##### ②質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、任意様式により事務局に持参、郵送、または電子メールにより提出してください。郵送、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着を確認してください。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

##### ③質問の受付期間

令和2年6月1日～6月10日（午後5時必着）

持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

##### ④回答

令和2年6月15日に、流山市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとしします。

#### (2)企画提案書の提出

応募者は、「7.提案時提出書類」に従い企画提案書を作成し、4.6事務局へ持参若しくは郵送で提出してください。なお、電子データについては、電子メールでの提出も可能とします。

##### ①受付期間

令和2年6月24日～6月30日

(持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで) (郵送の場合は消印有効)

## 6. 審査及び審査結果の通知

### 6.1 審査

選定委員会事務局にて資格審査を行った上で、「4.事業者選定の流れ」に基づき提案審査を行います。必要に応じて応募者に対し個別のヒアリングを行うこととします。個別ヒアリングを行う場合は、応募者に別途通知することとします。

なお、提案者が1者であった場合でも、その応募資格を満たした上で、その総得点が各委員の合計得点の半数以上であれば当該提案を有効とします。

- (1)提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、及び順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。
- (2)最優秀提案者を本業務の随意契約の対象者とします。また、優秀提案者の順位をつけて次選交渉権者とします。

### 6.2 審査結果の通知及び公表

- (1)審査結果は、文書で通知するものとします。
- (2)審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- (3)審査結果は、流山市のホームページで公表します。
- (4)審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切お答えできません。

### 6.3 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1)期限までに書類が提出されない場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4)本募集要項に違反すると認められる場合

## 7. 提案時提出書類

### 7.1 提案時の提出書類

次の提出書類をA4縦長ファイルに綴じたものを、企画提案書として8部提出してください。(ファイルの表紙、背表紙には事業名、応募者名を記載してください。)

また、(1)～(7)については、上記の他に、編集可能な電子データ(Word等)についても、提出してください。

- (1)提案者の会社概要(様式1-1)
- (2)類似業務の実績一覧(様式1-2)
- (3)業務の実施体制(様式1-3)
- (4)業務のフロー及びスケジュール(様式1-4)
- (5)内訳書(様式2)
- (6)本業務の実施方針(様式3)



(7)本業務に対する提案（様式 4）

(8)関係書類<sup>1</sup>

- ア 印鑑証明書（受付日前 3 か月以内に発行されたもの）
- イ 商業登記簿謄本（受付日前 3 か月以内に発行されたもの）
- ウ 納税証明書（3.4(10)に該当しないことを証するもの）
- エ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

---

<sup>1</sup> 流山市有資格者名簿に登載されている場合は添付不要です。

## 流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託選定基準

審査は、下記項目に基づき採点を行う。

委員 1 人あたりの評価点の最高点は 60 点で、各委員の評価点の合計（最高点 180 点）に価格点（最高点 20 点）を加算した点数（最高点 200 点）を総合得点とし、その得点が 100 点以上かつ最高得点を獲得した者を最優秀提案とする。

## 1. 評価点

項目	評価項目	配点
業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の趣旨を十分に理解しているか。</li> <li>・業務の課題及び対応方針が明確か。</li> <li>・妥当性、合理性のある業務フローになっているか。</li> <li>・効率的で協議会の意向に沿ったスケジュールになっているか。</li> <li>・業務を円滑、確実に進める提案があるか。</li> </ul>	20 点 × 3
業務実績体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を遂行する能力のある人員が確保されているか。</li> <li>・業務の分担、管理体制が明確か。</li> <li>・バックアップ体制が整っているか。</li> <li>・類似業務の実績はあるか。</li> <li>・類似業務の結果は満足のものか。</li> </ul>	20 点 × 3
業務従事者の能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務に携わった経験や業務遂行に必要な知見があるか。</li> <li>・流山市の公共交通の現状を理解しているか。</li> <li>・資料はわかりやすいか。</li> <li>・業務を円滑に進めるための工夫があるか。</li> <li>・業務に対する熱意があるか。</li> </ul>	20 点 × 3
合計	180 点 (60 点×3)	

## 2. 価格点

項目	評価項目・評価基準	配点
価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(配点) × (最低見積金額) ÷ (見積金額)</li> <li>※少数点第二位以下は四捨五入</li> </ul>	20 点

## 3. 総合得点

項目	配点
評価点	180 点
価格点	20 点
総合得点	200 点

## 流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託提案募集 選定結果

流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託について、企画提案書の提出のあった9社の審査をしたところ、下記のとおりとなりましたので、お知らせします。

審査結果	点数	順位
社会システム株式会社・株式会社アップス共同提案体	174.22	1
A社	149.39	2
B社	144.07	3
C社	140.00	4
D社	109.22	5
E社	109.03	6
F社	109.03	6
G社	104.42	8
H社	104.05	9



# 業務委託契約書

- 1 委託業務名 流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託
- 2 履行期間 自 令和2年8月13日  
至 令和3年3月31日
- 3 委託料 金9,900,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 金900,000円
- 4 契約保証金 免除

上記の委託業務について、委託者と受託者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月12日

住所 千葉県流山市平和台1丁目1番の1  
委託者 流山市地域公共交通活性化協議会  
氏名 会長 加藤 博和

住所 東京都渋谷区恵比寿1丁目20番22号三富ビル  
受託者 社会システム株式会社・株式会社アップス 共同提案体  
代表企業：社会システム株式会社  
氏名 代表取締役 小泉 健

### 3 受託事業者の紹介

(企画提案書からの抜粋)



(様式 1-1)

提案者の会社概要 (代表企業：社会システム株式会社)

法人名等	社会システム株式会社
所在地	東京都渋谷区恵比寿1-20-22 三富ビル
資本金	60,000 千円
従業員数	・事務系 7名 ・技術系 55名 ・その他 0名 計 62名
有資格者数	・技術士(建設部門) 6名 ・RCCM 7名 ・博士(工学) 1名、博士(理学) 1名 ・専門統計調査士 1名
業務内容	・交通計画・都市計画のコンサルタント ・社会・経済計画のコンサルタント ・社会・経済指標調査、意向調査、環境調査の実施・集計・解析 ・交通安全に関するコンサルタント ・建造物・土木構造物の設計及び関連業務のコンサルタント ・地質調査・測量・構造物の健全度検査及び関連業務 ・情報処理業及び情報提供業 ・建設事業に関する計画、調査及び解析業務 ・運輸の効率化による環境コンサルタント 他
組織図	<pre>graph TD; A[取締役会] --- B[取締役会長]; A --- C[顧問]; A --- D[代表取締役]; D --- E[総務部]; D --- F[社会経済部]; D --- G[企画開発部]; D --- H[海外・IT推進室]; F --- I[業務営業室]; F --- J[企画調査グループ]; F --- K[鉄道・道路計画グループ]; F --- L[都市・地域交通グループ]; F --- M[国際事業グループ]; F --- N[交通経済グループ]; G --- O[総合交通グループ]; G --- P[技術開発室];</pre>

提案者の会社概要（構成企業：株式会社アップス）

法人名等	株式会社アップス
所在地	本社：宮崎県日向市大字財光寺377-1 東京支店：東京都世田谷区上野毛1-3-9レグラン上野毛3F
資本金	10,000 千円
従業員数	・事務系 3名 ・技術系 20名 ・その他 0名 計 23名
有資格者数	・技術士（総合技術監理部門）2名 （建設部門）8名 ・RCCM 7名 ・博士（工学）1名
業務内容	建設コンサルタント業務（道路、都市及び地方計画、農業土木、森林土木） 測量業 補償コンサルタント 建築物の設計
組織図	<p>取締役会 代表取締役 山下 昭良 専務取締役 徳田 安 取締役 山下 久美子 取締役 米上 頼秀 取締役 山下 良久 監査役 岡本 吉右</p> <p>代表取締役 山下 昭良</p> <p>測量課 設計課 補償課 システム課 総務課 地域計画課</p> <p>本社 東京支店</p> <p>その他支店として、営業活動を行う目的で、宮崎県央支店、大分支店を設置</p>

### 業務の実施体制

本業務を実施するにあたっての実施体制を記載してください。協力会社がある場合は、協力会社を含めて各社の役割を記載してください。

当共同提案体の実施体制を以下に示します。業務内容の①交通に関わる実態の整理、②市民アンケート、③公共交通の実態・課題の整理については、下表の役割分担で業務を進めます。④基本方針・目標の設定～⑨協議会の運営支援については、両社共同で取り組みます。

なお、照査技術者の安藤及び構成企業担当者の山下は、これまでの業務経験も踏まえ業務責任者の奥ノ坊と協力し業務全体の工程管理も行い、業務が効果的・効率的に遂行できる体制をとります。

#### 代表企業：社会システム株式会社

役割	氏名	役職・資格・実務年数	担当業務 (交通に関わる実態の整理、市民アンケート、公共交通の実態・課題の整理)
業務責任者	奥ノ坊 直樹 (おくのぼう なおき)	役職：都市・地域交通グループ 主査 資格：技術士（建設部門 都市及び地方計画） 実務年数：9年	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体統括、工程管理</li> <li>需要予測（モデルの構築、現況再現、予測の実施、収支分析、課題等の整理）</li> <li>市民アンケート調査（調査票設計、実施）</li> <li>計画のとりまとめ</li> </ul>
照査技術者	安藤 悟 (あんどう さとる)	役職：鉄道・道路計画グループ 担当課長 資格：技術士（建設部門 都市及び地方計画） 実務年数：36年	<ul style="list-style-type: none"> <li>照査（年度内3回）</li> <li>成果物照査</li> </ul>
担当技術者	野田 律子 (のだ りつこ)	役職：都市・地域交通グループ 係長 資格：技術士（建設部門 都市及び地方計画） 実務年数：8年	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況調査（施設立地データ整理）</li> <li>地区間の移動交通量（ヒックデータ購入、PTRデータ申請、時間帯別・年齢別OD推計）</li> <li>公共交通の実態・課題の整理（ヒアリング項目の検討・実施、課題等の整理）</li> </ul>
	石部 雅士 (いしべ まさと)	役職：都市・地域交通グループ 係長 実務年数：7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況調査（道路状況データ整理、交通広場利用状況調査実施、渋滞調査実施）</li> <li>市民アンケート調査（集計分析）</li> </ul>
	小田 千尋 (おだ ちひろ)	役職：都市・地域交通グループ 担当課長 実務年数：20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>需要予測（公共交通ネットワーク・道路ネットワーク整備、計算プログラムの改修）</li> </ul>
	大山 大隆 (おおやま ひろたか)	役職：都市・地域交通グループ 課員 実務年数：1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況調査（地形状況データ整理）</li> <li>公共交通の利用状況</li> </ul>

#### 構成企業：株式会社アップス東京支店

役割	氏名	役職・資格・実務年数	担当業務
担当技術者	山下 良久 (やました よしひさ)	役職：取締役 東京支店長 資格：博士（工学） 技術士（建設部門 都市及び地方計画） 実務年数：19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況調査（100mメッシュ人口推計、需要予測方法の検討、交通広場利用状況調査設計、渋滞調査設計）</li> <li>公共交通の実態・課題の整理（ヒアリングの実施、課題等の整理）</li> </ul>

業務責任者 氏名・年齢	実務経験年数 資格	過去に従事した類似業務の実績 (実施年度、立場、業務概要等)
業務責任者 ..... 氏名 奥ノ坊 直樹 ..... 年齢 34才	経験年数 9年 資格の種類： 技術士（建設部門・都市及び地方計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託（平成28年度）に担当技術者として従事し、バス利用状況調査や道路走行調査を行うとともに、100mメッシュ単位のバス停アクセス時間を用いて、コミュニティバス再編による効果を定量的に示しました。</li> <li>多様な地域公共交通サービスの導入状況に関する調査研究業務（平成29年度）に担当技術者として従事し、公共交通導入に関するアンケート項目の検討を行いました。</li> </ul>